

2 改正法附則第十四条第一項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
3 改正法附則第十四条第一項の規定による評価に関する庶務は、経済産業省貿易経済協力局貿易保険課において処理する。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する費用の負担)

第二十四条 改正法附則第十二条の規定により会社が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条の二第二項に規定する費用及び同法第五十四条第一項に規定する追加費用の負担を承継する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三條の二第二項	又は国家公務員共済組合法	又は株式会社日本貿易保険が	、国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十四條第一項	又は郵政会社等	、郵政会社等又は株式会社日本貿易保険	
国家公務員共済組合法施行令附則第二十八條第二項	又は独立行政法人国立病院機構	若しくは独立行政法人国立病院機構又は株式会社日本貿易保険	
平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成二十二年政令第二百四十一号)第七條第二項	又は同項に規定する郵政会社等	貿易保険	、同項に規定する郵政会社等又は株式会社日本貿易保険

(権利義務の一般会計への帰属の時期)
第二十五条 第二十一条各号に掲げる権利及び義務は、改正法の施行の時に一般会計に帰属するものとする。

(役員等の選任及び解任等の決議の認可に関する経過措置)
第二十六条 改正法附則第二条の設立委員は、改正法の施行の日(次項及び次条第一項において「改正法施行日」という。)前においても、新貿易保険法第七條第一項又は第二項の認可の申請をすることができ、

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があったときは、改正法施行日前においても、新貿易保険法第七條第一項又は第二項の認可をすることができる。この場合において、当該認可は、改正法施行日にその効力を生ずる。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計から一般会計への繰入れに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 会社は、改正法施行日前に退職した政府の職員で失業しているものに対し改正法施行日以後に支給される国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額で旧貿易再保険特別会計を引き続き存続するものとした場合において旧貿易再保険特別会計において負担すべきこととなるものを、国庫に納付しなげばならない。この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計から一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)第二条の規定を準用する。

2 前項の規定による納付金(次項において「国庫納付金」という。)の納付については、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計から一般会計への繰入れに関する政令(昭和二十五年政令第六十四号)の規定を準用する。この場合において、同令第一項中「十日(当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日)とあるのは「十日」と、同令第二項中「翌翌四半期(当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期)までに、予算の範囲内で」とあるのは「翌翌四半期(当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期)までに」と読み替えるものとする。
3 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

附則
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十九年一月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五号

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令
内閣は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八号)の施行に伴い、及び特許法(昭和三十四年法律第二十一号)第九十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特許法施行令の一部改正)
第一条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第二条の見出し中「延長登録」を「特許法第六十七条第四項の延長登録の出願」に改め、同条中「第六十七条第二項」を「第六十七条第四項」に改める。
第三条の見出し中「延長登録」を「特許法第六十七条第四項の延長登録」に改め、同条中「第六十七条の二第三項」を「第六十七条の五第三項」に改め、同条ただし書中「特許権の存続期間」を「同法第六十七条第四項」に改める。
(特許法等関係手数料令の一部改正)
第二条 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項の表第六号を次のように改める。

六 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	一件につき四万三千六百円
イ 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合	
ロ 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願をする場合	一件につき七万四千元

附則
この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三